



第201700316278号
平成30年4月4日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について(通知)

のことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当)生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取市において最大で総出力 40,000kW、基数にして最大 14 基の風力発電機の導入を目指すものである。現計画では風力発電機の多くは集落等に囲まれた区域で設置が検討されており、住民生活等への環境影響が懸念される。このため、環境影響評価を慎重に実施すること、及びその結果に基づき事業に伴う住民生活等への環境影響を可能な限り回避又は最大限低減することが必要である。

また、本事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対しては、事業に伴う環境影響等に関して、のべ 300 件以上の意見が寄せられており、周辺地域の住民をはじめとする関係者にとって関心の高い事業となっていることがうかがえ、これら寄せられた意見に事業者は誠実かつ丁寧に対応する必要がある。本件事業に係る計画段階環境配慮書における当職の意見でも述べたとおり、事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者（以下「地域住民等」という。）の理解が不可欠であることから、環境要素に応じた十分な範囲の地域住民等に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により地域住民等から意見や要望を聴取する機会を適切に設け、その意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、事業者として引き続きその理解醸成に努めることが求められる。

については、以下の意見を踏まえ、慎重に環境影響評価を実施し、また、その結果を踏まえて事業に伴う環境影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう事業規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画を検討すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、また必要に応じて専門家の助言等を踏まえながら適切な調査、予測及び評価手法を採用すること。また予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみでなく、周辺の学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住する人々の存在などをはじめとする事業実施区域周辺の地域特性なども踏まえたうえで、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分にされているかを評価すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、風力発電機の配置や機種及び取付道路や取付ヤード等の付帯設備に係る具体的な計画を記載すること。なお、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないと評価した場合は、事業の規模や風力発電機の設置基数の大幅な縮小も含めて事業計画の見直しを検討すること。また、環境影響評価の結果等を踏まえた事業計画の検討経過は準備書に詳細に記載すること。
- (3) 準備書の作成にあたっては、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう、各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとすること。また、地域住民等に対する説明会等においては、図表や写真、動画を活用するなどして分かりやすい説明となるよう工夫すること。さらに、地域住民等に対する説明会や意見を聴取する機会の設定は、環境影響評価法その他の法令で規定されるもののみとすることなく、必要に応じて適宜実施することとし、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、理解醸成に真摯に努めること。
- (4) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の程度を整理したうえで、工

事中及び施設供用中における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、また事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由を準備書にそれぞれ詳細に記載すること。

- (5) 事業実施区域の周辺では、他事業者により「(仮称)鳥取風力発電事業」について環境影響評価法に基づく手続が進められていることから、この事業との累積的な影響が懸念される。各環境要素に係る累積的な影響を予測・評価するため、必要な情報の収集や他事業者と協議・調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

施設の稼働による騒音及び超低周波音の予測に当たっては、全ての風車が稼働した影響が最大となる条件で複数の風力発電機間の複合的な影響や、音の吸収、反射、回折などを含めて予測することとし、可能な範囲で風による音の伝搬への影響を併せて予測すること。

また、事業実施区域の周辺に複数の住居が存在すること、環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」として「因州和紙の紙すき」が存在することなどの地域特性を踏まえ、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の評価に当たっては、風力発電機の配置や構造あるいは事業の規模等が、影響を可能な限り回避又は最大限低減するものとなっているかの観点から評価すること。

なお、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、その予測の不確実性の程度によっては近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であることから、事後調査の対象として選定することとし、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

また工事用資材等の搬出入車両の走行による騒音及び振動について、走行を計画している一般県道等の近傍にも住居等が存在することから、これら一般県道等の沿道について騒音及び振動の調査地点として追加し、これらの車両の走行による住居等へ及ぼす影響を適切に予測及び評価すること。

(2) 水環境

工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る調査地点について、方法書に示される「水質9」の調査地点は風力発電設備の設置を検討する箇所の直近河川ではなく、その下流部の別の河川との合流後の地点を設定しているなど、その妥当性に疑義のある調査地点がある。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めてより適切な調査地点が存在する可能性も含めて調査地点を検討した上で調査を実施すること。また、工事に伴う濁水の発生量を適切に予測したうえで、十分な規模の沈砂地を設けるなど、適切な環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

事業実施区域周辺には地域住民に親しまれている湧水のほか、水道水源が複数存在していることを踏まえ、事業が地下水に及ぼす影響を調査、予測及び評価する手法を検討し、実施すること。

(3) 重要な地形及び地質

事業実施区域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークのエリア内に位置することを踏まえ、現地調査により特徴的な地質の露頭等が発見された場合には、地質の調査及び保全に向けて関係機

関と連携を取ること。

(4) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(5) 動物、植物、生態系

生態系の予測及び評価に当たっては、注目種と他の動物、植物や周辺環境との相互作用等を含めて把握するため、可能な限り多くの種を対象として調査を行うこと。また、事業実施区域周辺に生態系の上位種である猛禽類が生息していることから、事業実施区域が採餌場として重要な生態系を提供している可能性があるため、餌資源となる動植物について可能な限り定量的な調査、予測及び評価となるよう努めること。

動植物に係る調査を実施する時期は、その地域に存在する可能性のある希少種等の季節ごとの移動、あるいは開花・結実の時期等、注目すべき種の生態を踏まえて適切に設定すること。

事業実施区域周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息・飛翔が専門家から指摘されており、また水尻池や日光池等はカモやコハクチョウなどの飛来地となっているほか、さらには区域周辺において特別天然記念物に指定されるコウノトリの飛翔があるなどの情報も得られている。これらの情報を踏まえながら、また必要に応じて専門家や地域住民等へのヒアリングを行いながら事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息・飛翔等に係る状況を十分な期間及び範囲で調査したうえで事業による影響を予測・評価し、適切に事業計画に反映すること。

(6) 景観

景観の調査、予測及び評価は、事業実施区域及びその周辺が山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであり、その認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園などが存在することなどを踏まえ、適宜ジオパークの関係機関等と協議・調整しながら実施すること。

JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等を調査地点に加え、シークエンス景観（移動景観）に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を行うこと。また、シークエンス景観に係る予測結果を地域住民等に説明する際には動画を活用するなど、イメージしやすい説明となるよう工夫すること。

夜間の景観においては、航空障害灯の設置による光の点滅による影響が懸念されることから、予測・評価の結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明となるよう工夫すること。

(7) 文化財

事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、関係機関と協議のうえ適切に調査等を実施すること。

(8) 事業地の選定

事業実施区域内には土砂崩壊防備保安林が存在しているため、事業により当該保安林を改変することができないよう事業計画を検討すること。